

税理士による

予約制

確定申告を無料で行います。

ご希望の方は、下記受付方法によりご予約のうえ、お出かけください。

なお、収入が600万円を超える場合や申告内容によってはお受けできない場合がありますので、ご注意ください。

■開催日■ 令和5年2月7日（火）～ 令和5年2月10日（金）

■場所■ 関東信越税理士会館 さいたま市大宮区浅間町2-7

■対象者■ (1) 年金受給者の方
(2) 給与所得者で医療費控除を受ける方
(3) 年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方
(4) 住宅借入金等特別控除を受ける方 など
※税理士・税理士法人が関与されている方を除きます。

■開催時間■ 10時00分～16時00分

■予約期間■ 令和5年1月13日（金）（必着）

■受付方法■ 往復はがきで、氏名、住所、電話番号、都合の悪い日を記載のうえ、
〒330-0801 大宮区土手町3-165-9 昌栄MIビル2F
「関東信越税理士会大宮支部」まで

■問い合わせ先■ 関東信越税理士会 大宮支部

☎ 048 (644) 6044 【※土・日・祝日を除く 9:00～17:00】

にせ税理士にご注意ください！

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。^(注)

ところが、毎年、税理士でない“無資格者”によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ（税理士会員章）」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に記載されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】をご活用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注) 弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。